

**第 7 期京都市民長寿すこやかプラン（案）に係る各ワーキンググループの
主な意見（修正反映事項）について**

	委員からの御意見等	事務局の検討結果（修正案）等
1	第 2 章「3 アンケート調査からみる状況」の「D 介護サービス事業者調査」の表中「⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」は、他の表記と同様に補記が必要ではないか（介護WG）	以下（下線部）のとおり追記しました。 ⇒⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <u>（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）</u> （本冊 P. 16）
2	24 時間対応型の在宅サービス、とりわけ小規模多機能型居宅介護は、事業運営がうまくいっている事業所とそうでない事業所の 2 極化が進行しているように思う。運営状況のバラつきをなくす取組を進めてほしい。 また、そのような中・重度者向けのサービスの担い手を確保・育成し、更なる医療・介護連携につなげてほしい。 （介護WG）	○ 第 4 章「3 第 7 期プラン策定にあたっての課題と方向性」の「切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供づくり」の本文中に、担い手確保・育成についての内容を以下（下線部）のとおり追記しました ⇒ <u>身近な地域における介護サービス基盤の充実を進めるとともに、これらのサービスを支える担い手の確保・育成等に向けた取組を進めます。</u> （本冊 P. 25） ○ 小規模多機能型居宅介護等の普及促進に向け、京都地域密着型サービス事業所協議会と連携のうえ、事業所の枠を超えた運営の充実・人材育成等に資する取組を支援してまいります。
3	重点取組 1 ≪主要項目の解説≫ 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修関係の「事業所内での従事者同士の情報交換や研修等の取組事例を示し」という一文が分かりにくい（高齢WG）	本文を以下（下線部）のとおり修正しました。 ⇒ <u>総合事業における支え合い型ヘルプサービスの充実に向け、引き続き、従事者養成研修に取り組むとともに、指定事業所による研修修了者への説明会の開催等を通じて、研修修了者の事業所への円滑な従事を支援します。また、従事者同士の定期的な情報交換を開催している事業所や、従事者の知識や技術の向上に向けた研修に取り組む事業所の事例紹介等を通じて、事業所における従事者支援の取組を促します。これらの取組により、サービスの質の確保を図り、利用促進につなげます。さらに、意欲のある方については、訪問介護員等の専門的な資格を取得していただけるよう、研修修了者への情報提供等を通じた支援に取り組みます。</u> （本冊 P. 36）

4	重点取組 2「2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり」に記載されている「認知症カフェ」は、市民にとってイメージしにくいように思う。補足説明を追記できないか（高齢WG）	用語解説に追加しました。内容は以下のとおりです。 ⇒ 認知症の人やその家族・知人，医療・介護の専門職，地域の人々が集い出会い，なごやかな雰囲気のもと，気軽に認知症の人やその家族同士の情報交換や専門職への相談など，認知症のことやその対応等についての理解を深めることができる場所。カフェごとに活動内容も多様であり，認知症の人と家族の会や長寿すこやかセンター，区社会福祉協議会，NPO法人など様々な機関・団体等が運営している。（本冊 P. 80）
5	重点取組 3「2 介護サービスの充実」の主な施策・事業のうち，「介護サービスの拠点としての特別養護老人ホームや介護老人保健施設の充実」について，特養と老健は機能が異なるため，並列の表記には違和感がある（介護WG）	施策・事業について以下のとおり表現を修正しました ⇒ 「在宅生活が困難な中・重度者を支える施設としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と在宅復帰・在宅療養を支援する施設としての介護老人保健施設の充実」（本冊 P. 45）
6	重点取組 3「3 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成」取組内容 3 つ目の○における担い手確保の研修等の記載で「長寿すこやかセンター及び京都市老人福祉施設協議会等」とあるが，サービスは多職種の協働により支えられており，確保が必要なのは介護（職）だけではないというイメージを出すためにも，他の職能団体を記すなど，表現を修正すべきではないか（高齢WG）	本文を以下（下線部）のとおりに修正しました。 ⇒ 長寿すこやかセンターや京都市老人福祉施設協議会等の<u>医療・介護分野の関係団体における介護サービスに携わる職員に対する各種研修（認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術の向上，介護指導者の養成，介護支援専門員の知識・技術の向上等）の実施や，事業所内における計画的な職員研修の実施を促すなど，職員の資質の向上や介護サービスの質の確保を図ります。</u>（本冊 P. 47）
7	介護保険料がどのように使われているのかを示し，理解を求めるような記述にしてはどうか（介護WG）	以下のとおり本文等を追記しました ⇒ 第 6 章「2 保険給付費の見込み」に保険給付費の負担割合を追記（本冊 P. 60） ⇒ 第 6 章「参考 第 1 号被保険者の介護保険料」に保険料負担の仕組みに係る内容を追記（本冊 P. 64）
8	「地域共生社会」について，市民にとって馴染みのない用語であるため，注釈もしくは用語解説を加えてほしい（介護WG）	用語解説に追加しました。内容は以下のとおりです。 ⇒ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて，地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し，人と人，人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで，住民一人ひとりの暮らしと生きがい，地域をともに創っていく社会。改正社会福祉法（2018 年 4 月施行）では，地域共生社会の実現に向け，地域住民や関係機関の相互協力が円滑に行われ，課題解決のための支援が包括的に提供される体制を整備していくことが市町村の努力義務とされている。（本冊 P. 78）